

総務政策常任委員会資料

令和4年3月8日

監 査 事 務 局

目 次

1 特別議案

○ 議案第32号

包括外部監査契約の締結について …………… 1

議案第32号

包括外部監査契約の締結について

- 1 提案の理由 包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付すもの
- 2 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 3 契約の金額 13,793,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 小林市細野470番地1
公認会計士 さかもと坂元 りゅういちろう隆一郎 (55歳)
- 5 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 6 包括外部監査制度について
監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するもの。本県では、平成11年度から導入しており、導入当初から公認会計士と委託契約を締結している。

【参 考】

○地方自治法（抜 粋）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6～8 （略）

【包括外部監査制度のイメージ図】

